

〔概要版〕

# 栃木県 歯科保健基本計画 2期計画 [2018-2022]



とちまるくん  
©栃木県



とちぎ歯の健康センター マスコット  
ピカちゃん

平成 30(2018)年 3月

栃木県

# 第1 計画策定の趣旨

## (1) 条例の制定と1期計画の策定

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成22(2010)年12月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）が制定されました。

また、条例の基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成24(2012)年3月に「栃木県歯科保健基本計画」〔計画期間：平成24(2012)年度～平成29(2017)年度。以下「1期計画」という。〕を策定しました。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

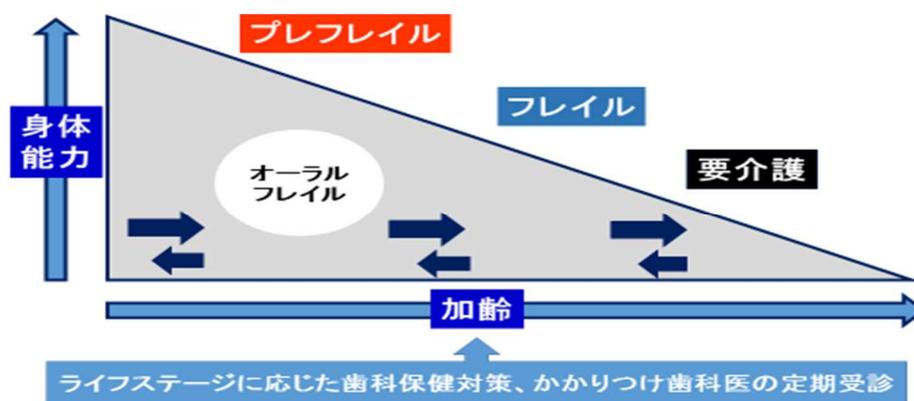
(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

## (2) 2期計画のポイント

「栃木県歯科保健基本計画（2期計画）」（以下「2期計画」という。）においては、超高齢社会の進展にともない、歯と口腔機能の衰え〔オーラルフレイル（図1）（注1）〕を予防するため、ライフステージに応じた歯科保健対策やかかりつけ歯科医の定期受診に関する啓発等を強化します。

図1 フレイルの概念図（東京大学 高齢社会総合研究機構 飯島勝矢氏から一部改変）



(注1)オーラルフレイル 食べこぼしやむせがある、噛めない食物が増える、口の中が乾燥するなど、口腔機能の衰えであり、適切な対応により機能回復が可能な状態を言います。

## 第2 計画の性格と役割

2期計画は、条例に基づき策定されるものです。

また、健康増進法及び「健康長寿とちぎづくり推進条例」(平成26年制定)に基づく栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン(2期計画)〔2013～2022〕」の部門計画として位置づけられるとともに、次の計画と整合性を図っています。

- 栃木県保健医療計画(7期計画)〔2018～2023〕
- 栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21(七期計画)〔2018～2020〕
- 栃木県障害者計画 とちぎ障害者プラン21〔2015～2020〕
- とちぎ子ども・子育て支援プラン〔2015～2019〕
- 第3期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン2020〔2016～2020〕

## 第3 計画期間

2期計画は、平成30(2018)年度を初年度とし、平成34(2022)年度までの5か年を計画期間とします。

## 第4 歯及び口腔の健康づくりのための施策

歯と口腔の健康づくりに取り組むことは、「話す」「食べる」といった口腔の働きを健全に保ち、全身の健康の保持増進に資するのみならず、「話す」ことや「食べる」ことが「生きる楽しみ」となり、QOL(Quality of life:生活の質)を向上させ、健康で豊かな生活をもたらしてくれます。

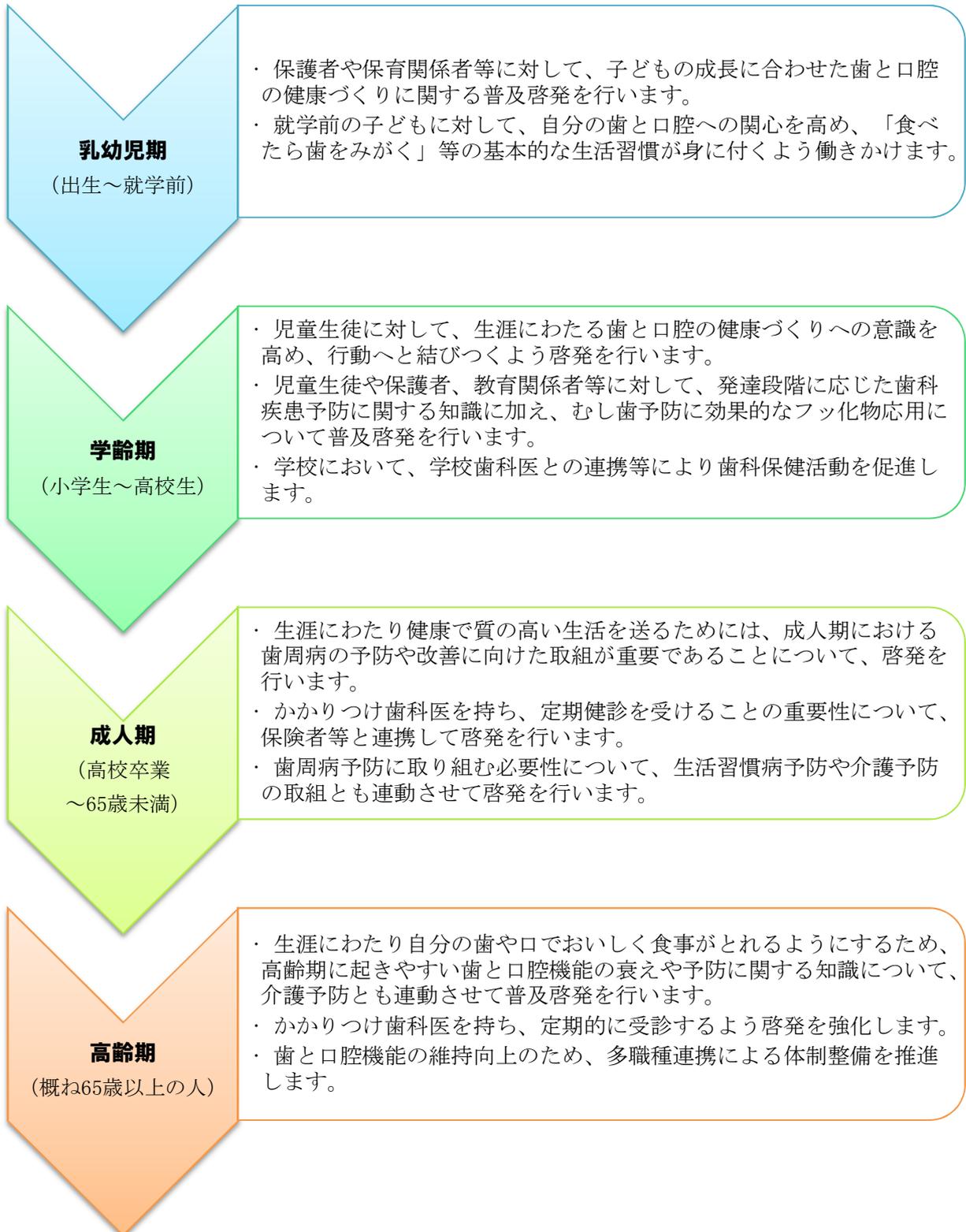
しかし、高齢となり、歯と口腔機能の衰え(オーラルフレイル)が進むと、低栄養や誤嚥性肺炎などの危険性が高まり、ひいては要介護状態へと移行していくため、早期から適切に対応することにより、歯と口腔機能の低下を防ぐことが必要です。

このため、2期計画では、次の4つの項目に基づき施策を展開していきます。

- 1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進
- 2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及
- 3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保
- 4 歯科保健医療提供体制の整備

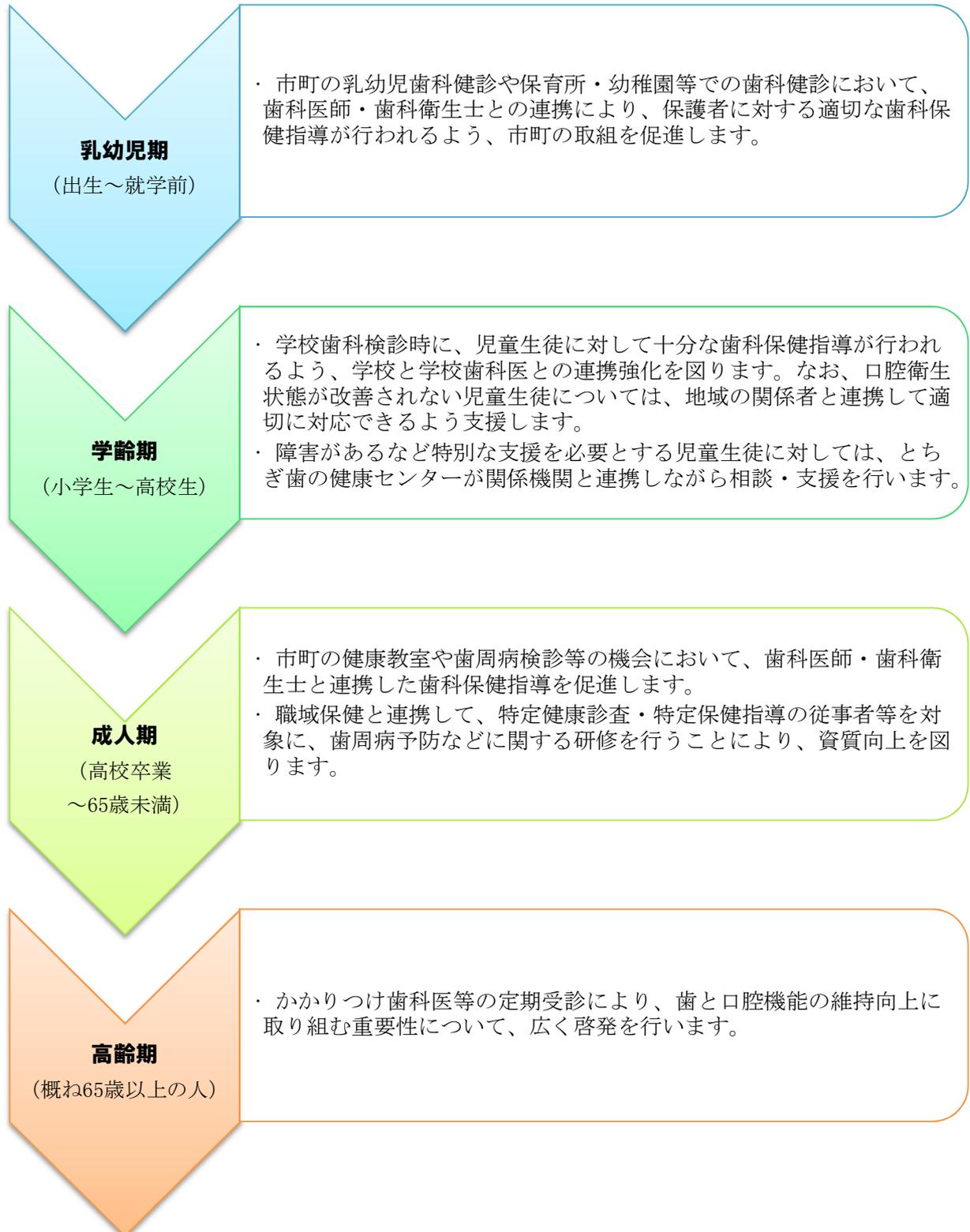
# 1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。



## 2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科検診等の機会を提供します。



### 3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの提供

歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

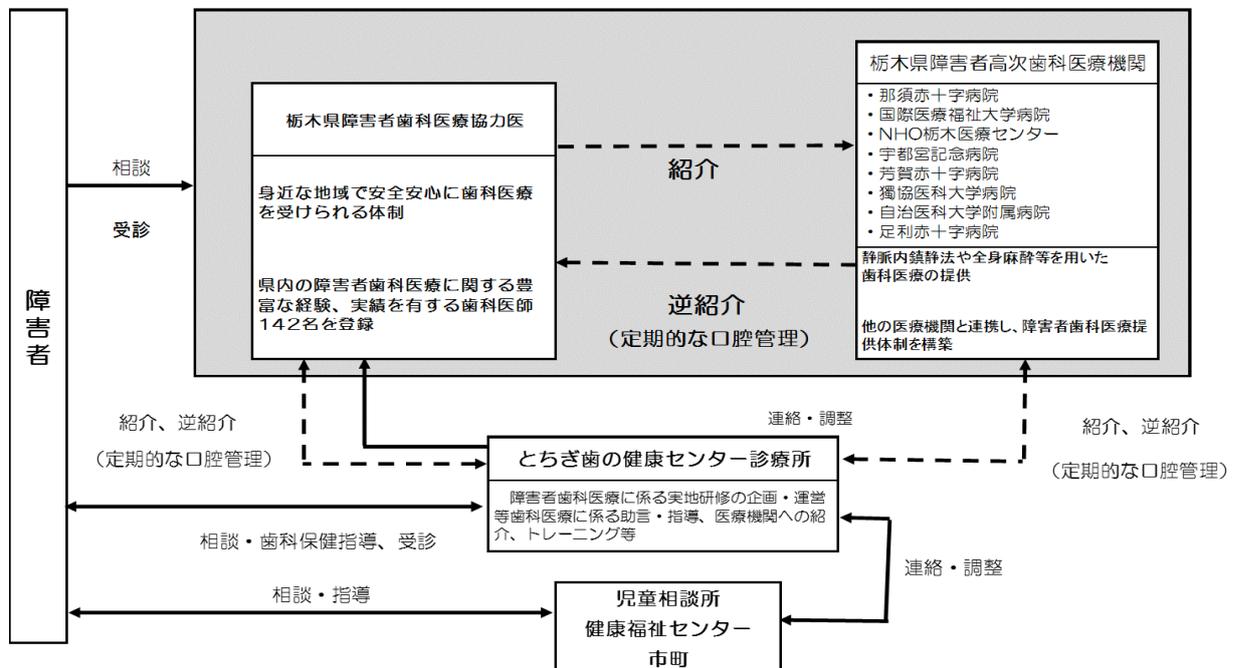
#### ◆ 障害者

- ・ むし歯や歯周病の発症及び重症化予防のため、保護者や障害者支援施設・障害児入所施設等の職員による口腔ケアを推進します。
- ・ 栃木県障害者歯科医療システム(図2)の充実・強化を図ります。

#### ◆ 要介護者

- ・ 在宅歯科医療に取り組む歯科医療従事者の増加と、在宅歯科医療の有効性に対する県民の理解促進を図ります。
- ・ 介護施設等と協力歯科医療機関との連携強化により、入所者への口腔ケアを推進します。

図2 栃木県障害者歯科医療システム図



## 4 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進のため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。

- ・ 栃木県口腔保健支援センター(注2)を核に、県民のライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進します。このため、市町が行う歯科保健対策への支援をはじめ、保健・医療・福祉・教育など様々な分野における連携体制の構築に努めます。
- ・ 基礎疾患のある人に配慮した適切な歯科医療を提供できるよう、医科歯科連携を推進します。
- ・ 歯科医療従事者の人材確保や資質向上を推進します。
- ・ 災害発生時に速やかに被災者を支援できるよう、関係機関が連携して体制整備を進めます。

### 注2 栃木県口腔保健支援センター

平成 28 年 4 月、保健福祉部健康増進課内に歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士)を配置する「栃木県口腔保健支援センター」を設置して、県の歯科保健に関する企画立案や市町・関係機関等に対する支援に取り組んでいます。

## 第5 計画の推進・進行管理体制

### (1) 計画の推進体制

- 地域の現状や課題等を踏まえて、基本的な施策や方向性を示します。
- 県、市町、県民、歯科医療従事者及び関係機関は、それぞれの役割を發揮し、互いに連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 2期計画の推進にあたっては、目標(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、反映(Action)のPDCAサイクルを確立させ、効果的かつ着実に推進することとします。

### (2) 進行管理

条例に基づき、県民の歯と口腔の健康づくりの状況や実施した施策等について、県議会へ報告します。

また、栃木県歯科保健推進協議会を開催するなど、2期計画の推進状況について評価を行い、目標を達成するための施策について検討を行います。

## 栃木県歯科保健基本計画(2期計画)の目標

| 目標項目                                     | 直近値         | 目標値(2022)                |
|--|-------------|--------------------------|
| <b>1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進</b>              |             |                          |
| ① むし歯のない3歳児の増加                           | 83.0% (H27) | 90.0%以上                  |
| ② むし歯のない小学生の増加 ※1                        | 45.7% (H29) | 全国値以上                    |
| ③ むし歯のない中学生の増加 ※1                        | 57.1% (H29) | 全国値以上                    |
| ④ むし歯のない高校生の増加 ※1                        | 55.1% (H29) | 全国値以上                    |
| ⑤ 12歳児の永久歯の1人平均むし歯数の減少                   | 1.1歯 (H29)  | 0.8歯以下                   |
| ⑥ 小学校でフッ化物洗口に取り組む市町の増加 ※1                | 8市町 (H29)   | 全市町                      |
| ⑦ 40歳の進行した歯周炎の減少                         | 16.7% (H28) | 15.0%以下                  |
| ⑧ 歯間部清掃器具を使う人の増加 ※1                      | 42.8% (H28) | 65.0%以上                  |
| ⑨ 60歳で咀嚼が良好な人の増加 ※1                      | 78.3% (H28) | 80.0%以上                  |
| ⑩ 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加                  | 52.2% (H28) | 70.0%以上                  |
| ⑪ 80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加                  | 34.8% (H28) | 50.0%以上                  |
| <b>2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及</b>             |             |                          |
| ⑫ 歯科健診を受診する人の増加                          | 49.9% (H28) | 65.0%以上                  |
| <b>3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保</b>         |             |                          |
| ⑬ 訪問歯科診療を実施する歯科診療所の増加                    | 121施設 (H26) | 250施設以上<br>(2020年度目標値)※2 |
| ⑭ 在宅医療を担う保険医療機関と連携して訪問診療に取り組む歯科診療所の増加 ※1 | 58施設 (H29)  | 80施設以上                   |
| ⑮ 口腔ケアに歯科専門職と連携して取り組む介護・福祉入所施設の増加        | 45.0% (H28) | 70.0%以上                  |
| ⑯ 歯科健診を行う障害者支援施設及び障害児入所施設の増加 ※1          | 63.6% (H28) | 90.0%以上                  |
| ⑰ 歯科健診を行う介護施設等の増加 ※1                     | 20.7% (H28) | 50.0%以上                  |
| <b>4 歯科保健医療提供体制の整備</b>                   |             |                          |
| ⑱ 糖尿病診療における医科歯科連携の増加 ※1                  | 20.0% (H27) | 30.0%以上                  |
| ⑲ 歯科と連携して口腔機能の維持向上に取り組む病院の増加 ※1          | 22.4% (H28) | 30.0%以上                  |

※1 2期計画で新たに設けた目標項目です。

※2 栃木県保健医療計画(7期計画)と整合を図っているため、目標年度が異なります。



栃木県保健福祉部健康増進課

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

☎ 028-623-3095 FAX 028-623-3920